

つくばみらい市総合計画審議会公募委員選考基準

この基準は、つくばみらい市総合計画審議会条例に定めるつくばみらい市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の公募委員を選考するため、次のとおり必要な事項を定める。

1 選考方法

- (1) 提出された作文を「2 選考基準」の「(1) 評価項目」により採点した上で、「(2) 評価項目以外に考慮すべき事項」を踏まえ、総合的な審査により4人を選考する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、総合点が15点満点中5点に満たない者は、選考の対象としない。
- (3) 審査は市長公室企画政策課で行う。
- (4) 審査の際は、応募者の氏名等は明示せずに行う。

2 選考基準

作文は、次の「(1) 評価項目」ごとに、採点基準に基づいて採点を行う。各項目の点数は、各採点者の採点結果の平均点を算出し、小数点以下第2位を四捨五入して定めるものとする。総合点は、各項目の点数を合計した点数とする。

(1) 評価項目

評価項目	評価内容
A. 現状認識	本市の現状や地域の実情を踏まえ、課題や特徴を適切にとらえているか。
B. 将来像の妥当性・具体性	20年後の理想の姿について、現実性や具体性をもって述べられているか。
C. 市民視点・参画意欲	市民としての視点を持ち、自らまちづくりに関わろうとする前向きな姿勢が示されているか。
D. 独創的な視点	中立・公平な視点を有した上で、独自の意見や提案を述べられているか。
E. 論理性・表現性	自分の考えが、理由や根拠とともに分かりやすく整理され、他者に伝わる形で記述されているか。

採点基準

評価	優れている	やや優れている	ふつう	劣っている
得点	3	2	1	0

(2) 評価項目以外に考慮すべき事項

作文の評価に加え、審議会の委員構成のバランスを考慮する。公募以外の委員が内定した後、以下の各項目について、委員構成上補う必要がある区分に該当する応募者に、各1点を加点する。

年齢構成	幅広い年代に意見を求めるため、年代を分散させる。
男女比率	男女共同参画の考え方から、男女の偏りを少なくする。
地域区分	市内全域から広く意見を求めるため、地域バランスを考慮する。